

令和7年度
品川区

参加費無料

創業支援 セミナー

2026 1/15 (木) ~ 2/19 (木)

セミナーの概要

事業計画の作成や顧客獲得方法など起業に必要な実践的知識を学びます。

**プレセミナー+本講座4回+最終面談(必須)の伴
走支援つきのカリキュラム** (最終面談2/24~3/31)

受講のメリット

セミナー修了者は、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の交付を受けることができ、会社設立の際の登録免許税の減免や、信用保証の特例等の支援制度を利用できるようになります。

※詳細は裏面をお読みください。

開催場所

品川産業支援交流施設 SHIP 多目的ルーム
住所：品川区北品川5丁目5-15 4F (大崎駅徒歩8分)

開催日程・講座内容

1/15 (木) ~ 2/19 (木) 18:30~20:30

1/15 (木) プレセミナー 18:30~20:00にてオンライン開催

1/15 18:30~20:00	■プレセミナー ・オリエンテーション、創業・起業に必要なこと ・区内創業施設や創業時の補助金などの活用法	【オリエンテーション・経営】
1/22	■ビジネスアイデアを固めよう ・ビジネスビジョンをまとめよう ・創業のアイデアをまとめよう	【経営】
1/29	■売れる仕組みづくりを考えよう ・マーケティング計画を考えよう	【販路開拓】
2/12	■創業時に考えるべきお金の話① ・利益の出し方考えよう	【財務】
2/19	■創業時に考えるべきお金の話② ・いくら必要か、資金調達の方法を考えよう ■人を採用する際に考えること ・人材採用と育成の仕組みづくり	【財務・人材育成】

最終面談 2/24 (火) ~ 3/31 (火)

定員・受講料

定員：25名 (選考あり)

受講料：無料

右記、申込フォームからお申し込みください。

▼申込フォーム



講師



石井 律子氏

【プレセミナー含む全5回担当】
エキスパート・リンク株式会社
コンサルタント/中小企業診断士

申込から開講までの流れ

- Step 1 フォームにてお申込み フォーム申込期限 11月21日(金) 18:00
- Step 2 エントリーシート記入・提出
フォームからダウンロードをし、必要事項をご記入のうえ、下記E-mailアドレス宛にご提出ください。提出先E-mail: hqship@exlink.co.jp
エントリーシート提出期限 11月25日(火) 18:00
- Step 3 面談選考のご案内 メールにてご連絡 12月8日(月)頃予定
- Step 4 オンライン面談実施(12/15~12/18)
所要時間は30分程度を予定。
受講要件の確認を行います。
- Step 5 受講合否のご連絡 メールにてご連絡 12月22日(月)頃予定

本セミナーに関するお問合せ先

品川区創業支援セミナー運営事務局
エキスパート・リンク株式会社 IVP事業部

E-mail: hqship@ex-link.co.jp

件名に「創業支援セミナーについて」とご連絡ください。

※エントリー書類ご提出は、原則メールにてお願いいたします。
※選考結果はメールにて通知いたします。万が一通知が届かない場合はお問合せ先までご連絡ください。
※選考内容・審査の詳細はお伝えいたしかねます。ご了承ください。

主 催： 一般財団法人品川ビジネスクラブ
企画運営：エキスパート・リンク株式会社

講師・最終面談担当者紹介



石井 律子氏【プレセミナー含む全5回担当】

2010年中小企業診断士登録。『起業家の想いを大切に』をモットーに、一人一人の想いに寄り添った創業支援を主とし、小売業・サービス業の経営支援を行っている。特に『起業アイデアをカタチにする』ための創業計画書の作成支援や、資金調達支援を得意とする。創業相談は15年間で1,500件以上、自治体、公的機関などの数多くの創業セミナー講師を務め、起業家を輩出している



水口 淳一郎氏



白井 有紀氏



中村 友樹氏

【最終面談担当者】品川産業支援交流施設SHIP
インキュベーションマネージャー（中小企業診断士）

特定創業支援等事業とは

1か月以上4回以上の創業相談等を経て、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を習得する事業です。区はこの支援を受けた起業家の求めにより、証明書を交付します。この証明書により以下の優遇措置を受けられます。

1. 登録免許税の減免

認定を受けた特定創業支援等事業の支援を受けて、創業を行おうとする者または創業後5年未満の個人が会社（※1）を設立する際に登記にかかる登録免許税が軽減（※2 資本金の0.7%→0.35%）されます。

※1 株式会社、又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減となります。

（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円）

2. 品川区融資あっ旋制度における創業支援資金の利用の際の利率の優遇

特定創業支援等事業により支援を受けた者は、創業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として同資金を利用することが可能です。（別途、審査を受ける必要があります。）

3. 日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ

特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。（別途、審査を受ける必要があります。）

4. 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出します。

（別途、審査を受ける必要があります。）

創業支援セミナー受講による特定創業支援等事業の証明書発行は以下のA及びBの要件を満たした方に対し行われます。

A. ①②いずれかに該当するもの。

※「企業の代表者・個人事業主でない者」とは、設立登記を行ったか、開業届を出しているかどうかが基準になります。所得税法上の事業所得のある者等は対象外になる可能性があります。

①企業の代表者でない者・個人事業主でない者が品川区内に初めて創業する場合

※半年以内に区内での起業を予定されている方が対象になります。

②企業の代表者でない者・個人事業主でない者が品川区内に初めて創業し、事業を継続して5年以内の場合

※創業後から引き続き品川区内で事業を行っている必要があります。

※個人事業主が事業開始後5年未満に会社を設立した場合、個人事業主として事業開始時点から起算して5年未満であれば、会社設立後でも証明を受ける対象となる場合があります。（※法人成りをされた方は、個人事業主としての証明となります。）

※現在営んでいる事業を継続しつつ、別の事業を区内で始める場合は、対象外となります。

B. 本創業支援セミナーにおいて、経営・財務・人材育成・販路開拓の講義を受け、1か月以上かつ4回、面談を含む合計5日間出席したもの。

※各要件を満たさない方は、セミナー等にご参加いただいても優遇措置を受けられません。

講義場所のご案内

JR山手線・JR埼京線・JR湘南新宿ライン
りんかい線「大崎」駅より徒歩8分



▼アクセス詳細

施設の1階にセブン-イレブンがあります。
1階エスカレーターから2階へ。
2階エントランスからエレベータにて
4階のSHIPへお越しください。



品川産業支援交流施設 SHIP

品川区北品川5-5-15 大崎ブライトコア4階

当施設は、（一財）品川ビジネススクラブが施設運営管理を行っています。

【SHIP公式SNS】

HP



X



Facebook



Instagram

